

第 6 回

# 米流通システム検討会議事録

於：農林水産省三番町共用会議所

平成20年11月12日

**農林水産省**

## 目 次

1 . 開会 .....	1
1 . 配付資料の確認 .....	1
1 . 委員出欠状況報告 .....	1
1 . 議事	
( 1 ) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括についての説明 .....	1
( 2 ) 取りまとめに向けた論点(案)の説明 .....	4
( 3 ) 意見交換 .....	7
( 4 ) 委員要求資料の説明 .....	36
1 . 次回開催日程について .....	37
1 . 閉会 .....	38

## 開 会

枝元計画課長 御苦労さまでございます。若干早いですが、委員の皆様方おそろいでございますので、ただいまから第6回米流通システム検討会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

## 配付資料の確認

枝元計画課長 配付資料でございますが、本日3点ございます。「事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括について」、資料2「取りまとめに向けた論点(案)」、資料3「委員要求資料」でございます。よろしゅうございますか。

## 委員出欠状況報告

枝元計画課長 本日の検討会委員の出欠状況でございますが、本日はすべての委員の皆様にご出席をいただいております。まことにありがとうございます。

本日の検討会でございますが、前回御議論いただきました論点につきまして御意見を踏まえ、さらに整理させていただきましたので、御説明したいと思います。

それでは、以後の議事進行を吉田座長にお願いいたします。

## 議事

### (1) 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括についての説明

吉田座長 それでは、ただいまから議事に入ることとします。

枝元計画課長、説明をお願いします。

枝元計画課長 それでは、まず資料1を御説明したいと思います。これにつきましては、前回の議論の中で、いわゆる私どもの政府が所有しておりました事故米の議論と、この検

討会で検討してございます米流通全体にわたる議論が若干混同していることもあるのではないかと、またそれがどういう状況になっているかよくわからないという御指摘も会議後、委員の方からいただきました。余り時間もとれませんので、簡単に政府所有事故米についての対応状況を御説明したいと思います。

1枚おめくりいただきまして、「農林水産省の取り組みに関する工程表」ということで、この左に載っております部分が今回事故米に起因いたしまして私どもが取り組んできたこと、また取り組んでいることでございます。

まず、一つはルートの解明でございますが、これにつきましては解明できることはすべて解明できた、消費者の皆様には不安を与えるような状況はなくなったということで、10月31日に公表させていただいております。その過程におきまして、トレーサ表示とも関連いたしますが、例えばもう書類を廃棄していたとか、報告徴求の命令をかけても命令に従わないとか、あと当然ながら、このルートを解明するに当たりましていろいろな帳簿で照合するわけでございますが、トレーサが今、義務化されてございませんので、業者にその伝票とかはあるのだけでもきちんと整理されていないのでえらく手間取ったとか、いろいろなことで非常に時間がかかった、もしくは途中でその先がわからないということがございました。またその過程におきまして、いわゆる中国産のお米が加工用の国産という形で流れまして、それについて某県のほうでJAS法違反ということで措置をされるとか、いろいろなことがございます。それが1点目でございます。

「輸出国への返送」と「事故米廃棄処分」でございますが、これは政府所有のいわゆる事故米でございますが、食品衛生法に違反するお米につきましては、それをのり用として売却したものが今回のり用ではなくて食用市場に流れたということでこの問題が起こったわけでございますが、今後は輸出国へ返送をするということです。これにつきましては契約書を改定いたしまして、10月10日に麦、10月31日に、書いてございませぬが、米につきましては入札を再開いたしました。今後、水際で事故、食品衛生法上問題があるお米については輸出国へ返送されるか廃棄されるかという2つになります。市場に、非食用の市場も含めて、流れ出すことはないということでございます。

その下の「事故米廃棄処分」でございますが、これは現在持っております事故米はすべて焼却するというので、焼却の処分を10月3日に開始したということでございます。

その過程におきまして、検査について、私ども何回も検査に入りましたが、この三笠等について発見ができなかった。これについては、その検査にかかわります、例えばマニ

マニュアルの作成もしていなかったということもございまして、10月10日に検査のマニュアルを作成いたしまして公表させていただいたところでございます。

また、このルート解明に当たりまして、その事故米を使った、使われた事業者の方々を、善悪にかかわらず公表いたしました。当然ながらそれに伴いまして風評被害が起こりまして、経営支援という形でそういう事業者の経営に与えた影響に対する補てんにつきまして10月31日にスキームを決定し、公表させていただいております。

あと、「行政の責任追及」でございまして、とりあえず倫理法の違反につきまして10月31日に処分いたしました。そもそもこの事故米問題の責任につきましては、現在内閣府の有識者会議でその責任も含めて検証をいただいているところでございます。その検証が出次第、厳正に処分をするということにしているところでございます。

以上、事故米に伴いますものがこの青いところでございます。

これらの過程におきまして、さまざまな事故米についての問題が発覚したわけですが、この問題の中で、米の流通システムそのものに起因する課題が幾つか出てきたと考えてございます。

一つは、先ほど申し上げたような食品衛生上問題があるお米が食用に流出するとか、その流通状況の把握に相当時間がかかるとか、用途別の価格差なり外国産と国産の価格差を利用して不当な利得を得ているとか、消費者が国産米を使った商品と思っていたものについて幅広く輸入米の事故品が使用されていたということが明らかになる一方で、米の加工品の購入選択に当たって原産地がわからないということもあって、消費者の不信が生じまして、さまざまな米にかかわる商品また外食の売り上げ減といういろんな影響が出たということで、多くの課題を提起したところでございます。

これらにつきまして、この下から2番目でございまして、「米流通制度検討」ということで本検討会を設置させていただきまして、皆様方に流通制度全般のトレースまた表示、規制という問題について御議論をいただいているところでございます。

またそういう中で、先ほど申し上げたとおり、検査の話を含めて、私どもの業務、また組織に問題があったのではないかとということでございます。これは一人米にかかわる話ではなくて、省全体としてBSEの経験が生かされなかったということも含め、省全体として業務組織の見直しをすべきであると考えておりまして、省内に改革チームを設置いたしました。外部の方々の意見も聞きながら、今、消費者、国民視点で業務の総点検をしているという状況でございます。

そういう意味では、事故米というこの問題、この青いところについてそれなりに整理がついたということで 10 月 31 日に中間的な総括の公表をさせていただき、また先週の土曜日でございますが、内閣府から新聞に全面的な政府広報を出していただいたということでございます。

あと、残っておりますこの制度全般の議論、業務組織の議論につきましては、11 月中に骨格を取りまとめたいということで御議論いただいているということでございます。

ちょっと簡単でございますが、その後に農林水産大臣談話等でその状況等、まず一覧できます。あと、工程表につきましてもつけてございます。あと、ここに発表いたしました資料は非常に分厚くなりますので、ホームページ等で御興味があれば御覧いただければと思っております。

以上が資料 1 の説明でございます。

## ( 2 ) 取りまとめに向けた論点 ( 案 ) の説明

枝元計画課長 それでは、続きまして資料 2 「取りまとめに向けた論点 ( 案 ) 」ということで御説明をさせていただきます。これは前回の御議論を踏まえまして直したところを中心に御説明いたします。

まず、今回は 1 ～ 3 まで通して御説明いたします。まずトレーサビリティでございますが、導入の目的なり仕組みにつきましては、おおむねこうすることで前回方向性いただけたのではないかと考えてございます。また、こういう制度をやはり導入すべきだということで御議論の方向も出てきたのではないかと認識をしてございますが、その辺についてぜひ御意見をいただきたいと思っております。

「対象品目の範囲」でございますが、ここに書いてございます食糧法の定義で御説明した上で、前回、1 ページにございますが、～、いわゆる米穀のまま流通するもの、加工品の原材料となるものは対象とすべきと考えるがということで、ここについても御議論をいただいたと思っております。

加工用のものでございますが、ここにつきましても前回は加工用も、加工された加工品も含めて幅広くトレーサの対象とすべきだという御意見をいただいたと思っております。この辺について、さらに御議論を深めていただければと思っております。

3 番「対象事業者の範囲」、これはやる以上はすべての事業者であろうと。中小の方に対

する施行とか中身をどのようにするのか、そういう議論はあるにしても、対象品目を扱う事業者すべてがやらなければならないということだったろうと思います。

あと議論になりましたのが、特に農家のところでございまして、農家が農協に販売を委託するような場合。この場合、そういう小さい農家をどうするかということで、両論ございましたが、食品衛生法の努力義務における運用等を見ましても、委託販売の場合に受託者を対象事業者としていいという取り扱いもあるようでございまして、この下線のところをつけ加えさせていただいております。

4番の「記録の内容」でございしますが、これは言葉を「保存」と直させていただいておりますが、～、おおむねこういふことであろうということではございましたが、個々具体的にいろいろと御議論を深めていただければと思っているところでございます。

3ページでございしますが、保存期間につきましては前回、余り多くの議論はございませんでした。一律とするのか、品目に応じた期間とするかということ。あと、記録内容等の担保措置についても、～、～、みたいなことが考えられると思っております。

「問題発生時の措置」ということで、回収なり公表、若干の御議論をいただいたという状況でございます。

以上がトレーサの変更点でございます。

続きまして原料米の原産地表示でございますが、大きく2つ、いろいろと御議論があったと理解してございます。1つは、この目的といいますか、何のためにやるのかという御議論がございました。そこら辺につきまして整理をさせていただきました。「米穀が国民の主食としての重要な位置を占めている」と。これはそのとおりでございます。国民の食生活に与える影響が非常に大きいということ、今回事故米穀の関係でさまざまな影響、また消費者の方々の声等々、米が米粒のままにせよ加工にせよ非常に大きく食生活へ影響を与えるということが改めて認識されたと思っております。その米穀の加工品につきましては、ミニマムアクセス米など外国産の原料が相当使用されるようになってきている現状でございます。

こういう状況の中で、米穀の原産地が消費者にとって非常に関心が高い事項だということにつきましては、前回アンケートの結果なども御報告させていただきましたが、そういう反面、例えば事業者の人にせよ消費者にせよ、識別がしにくいという米の特性がある中で、米を原料とした一定の加工品に原料米原産地の表示を義務付けることによりまして、消費者の適切な選択に資することを目的としたらどうかということだろうと思います。

原産地の違いで価格差が非常に大きいということで、そういう偽装等につきまして、当然ながら事業者なり消費者に大きな経済的な不利益を生むわけでございます。

そういう中で、表示の問題とトレーサビリティの問題、この米の流通の中で車の両輪として位置付け、一体として取扱うべき話ではないだろうかと考えているところでございます。ここに前回いろいろ御意見がございました。また議論を深めていただきたいと存じます。

「対象品目の範囲」につきましても、いろいろ御議論いただきました。委員の皆様の議論をちょっと強引に整理したという感じになっているかもしれませんが、前回3点メルクマールみたいなものをお示しいたしましたが、今回、次の2つとして検討してはどうかということで、改めて御提案をさせていただいております。

1つは「ご飯として提供されるもの」で、定食とか包装米飯、おにぎり等々、消費者の方が当然精米、玄米お買いになる場合には今でも原料原産地の表示義務がございます。自分の家で炊くのか、外に行って食べるもしくは外から買ってきて食べる、そういう意味ではある意味同じようなことではないかということで、 に書いてございますが、既に玄米、精米はJAS制度のもとで産地、品種、産年について表示義務が課せられているので、これと同列に、こういうご飯として提供されるものは原料米原産地表示の対象と考えてよいだろうかということでございます。

でございますが、「米を原料として国内で生産されてきた製品として国民生活上深く根付いてきたものであるが、近年当該製品の原料米の産地の多様化が進展しており、消費者に原料米の産地情報を伝える必要性の高いもの」ということで、これはお米でつくられていると国民の皆さんが認識をしているというもので、例えばということで、原材料に占める米穀の割合が高い商品例としては、せんべい、あられ、だんごというものがある。これは米穀割合をどう切るかで製品の幅がいろいろ変わってまいります。こういう2つのメルクマールに前回の議論を、ちょっと強引ですが整理させていただいております。

続きまして5ページでございますが、このあたりは大きな御議論はなかったと思います。「対象事業者の範囲」、対象品目を決めるのであれば、中小とかそういう、配慮をどうするかは別として、取り扱うすべての事業者とする必要があるのではないかと。

「表示の仕方」についても、対象品そのものに表示することが基本でございますが、メニューとか店内に掲示するとか、いろいろなやり方があるのではないかと。

「表記の仕方」については、当然ながら、今精米なり玄米で義務付けているような、い

わゆる3点セットまで義務付けることはとても無理でございます。そういう意味では、国産米は「国産米」、または必要があれば産地名。輸入米の場合には、原産国名を表記する。ブレンドの場合には割合の多いものから順にという、国産かどこどこ産かということがとりあえずわかるというところまでが義務の対象ではないかということでございます。

以上が原料米原産地表示の変更点でございます。

6ページ、流通規制につきましてはトレーサナリ原料米原産地表示の議論を踏まえて議論していくべきではないかという御議論がございました。そういうことで、ここににつきましては特に書いてございませんが、この、の、のような考え方があるということで、現行食糧法の届出制を登録制に見直す。ただ、過度な規制は好ましくないのではないか。届出制のもとで守るべき事項を決めて、これに反する場合に指示とか命令ができるようなやり方。あと、そういう規制面をいじるのではなくて、現行食糧法の罰則を見直すということにとどめるべきではないかと、このような3つの考え方があるかと思います。このあたり、また御議論いただければと思います。

以上でございます。

吉田座長 ありがとうございます。

### (3)意見交換

吉田座長 それでは、「取りまとめに向けた論点(案)」について御意見を伺いますが、前回と同じように、それぞれ若干関連はしますが、質が違いますので、まずトレーサビリティの問題、それから原料米原産地表示の問題の順で議論したいと思います。特に原料米原産地表示については前回、時間がなくて、十分に議論ができなかったと思いますので、たぶんそれぞれのお立場で大分考え方の違いがあると思いますので議論したい。それから、最後は流通規制の問題になると思いますが、まずトレーサビリティの問題について今出された考え方と、論点としては対象の事業者の範囲をどこにするかというのが、前回、生産者すべてにするのか農協でもいいのではないかというのが大きな論点だったと思います、いずれにしてもトレーサビリティの問題について御意見をどうぞ。

特に、4、5、6、7については前回余り議論されておりませんので、もしあればお願いいたします。

それではどうぞ、お願いします。

川崎委員。

川崎委員 では、私からまずトレーサについて発言をさせてもらいたいと思います。全部きちんと言い切れるかということと、少し理解が足りなく全体の考えが十分整理できていないところもあるものですから、委員の皆様方には発言要旨を私からお示しさせてもらっているのですが、そこに書いてあるとおりですが、まず基本的にはトレーサビリティと原料原産地表示は一体のものとして検討する必要があるのではないかと思います。

トレーサビリティの対象品目の範囲ですが、主に加工原料向けとされている現行のMA米であるとか国産の加工用米、あるいは新規需要米及び篩下米穀、こういう使用実態を踏まえるならば、非主食用米も含めて米穀及び原料米に限定せずに米穀等の加工品とか、それを使った調味料も対象品目にするという視点から整理を進めたらどうだろうかと思っています。

対象業者の範囲ですが、対象品目を取り扱うすべての業者とすることを基本とするということは基本の整理ですからそういうことで、それを踏まえてということになると思うのですが、特に前回も若干申し上げましたが、生産現場においては生産農家数が多かったり、米のつくり方がいろいろだったり、小規模生産者がいたり、それと生産の従事者が高齢化しているとか、ほ場が分散化しているという実態も考慮して、集荷業者段階を起点とするということで整理してはどうなのか。それが現実的なのではないかと考えます。

その際、この前も若干議論いただきましたが、生産者であっても一定規模以上であれば集荷業者と同等とみなすという整理ができないだろうか。例えば、今の規模区分におきましては食糧法に農林水産省令において出荷業者の届出規模を規定しておりますが、そういうことを参考に整理したらどうかと思います。

記録の内容については、論点の内容をベースに実態も考慮して整理することでいいのではないかと思います。

(4)は「記録の保存期間」ですが、ここは私も実態がすべてどうなっているのかということがわからないところがあるのでこういう言い方をしているわけですが、仕入れたものの販売する、あるいは使用して製品をつくって、その製品の販売を全部終了する、その間は当然記録を保存すべきなのではないかと思うのですが、そういう視点から論点の内容をベースに実態も考慮して整理してみてもどうかと思います。

「記録内容の担保措置」ですが、記録の保存を義務化して、必要に応じて行政の報告徴求とか行政としてはできるわけですから、その対応とか抜き打ち検査が現実的、効果的な

のではないかと思います。

「問題発生の措置」ですが、これも前回、問題発生というのはどのように考えるのかということを御質問させていただきましたが、問題発生の概念が食品衛生法上の問題であるとか、表示上の問題、あるいは食糧法上の問題というふうに、問題区分されるといふ御説明がありましたが、そうであれば対処方法自体も異なってくるのかなと思います。

食品衛生法上の問題であれば、回収して廃棄処分するとか、その判断をだれがどのようにという手順で行うのかということがはっきりしていかないといけないと思いますし、表示上の問題であれば、回収は行うのだけれども、処理の方法が食品衛生法上と同じでいいのかどうかということとはまた別な判断があると思います。

食糧法上の問題ということになれば、今後そういう米の取り扱いを認めないという処分中心になると考えられますが、そこら辺の関係をどうするかということの整理が必要かと思えます。いずれにしても、整理するのであれば問題発生時に対象事業者を公表することは必要なのではないかと思います。

トレーサの関係については以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

ほかにどうぞ。御意見、また川崎さんに対する反論でも結構です。

新山委員、お願いします。

新山委員 川崎委員の御意見、大半は賛成ですが、1点だけ、対象業者の範囲につきまして、集荷業者段階を起点とすることで整理してはどうかという御意見でしたが、まず原則論として、私はこれには賛成できません。農家段階を起点とすべきで、一つの措置としては、代替することができるということであれば、起点は農家段階とし、その状況に応じて受託者が代替することができるということであればまだしもだと思えます。

ただし、それも余り賛成できません。なぜかと申しますと、現在は農協を通す共同販売のウエートが非常に大きいですし、農協は組織原理からしてかなりの公的な性格を持っておりますが、今後の状態を考えますと、ごく民間の私的な事業者が農家からの集荷に参入してこられるということは十分考えられますので、そういうときに集荷段階を起点にしてしまいますと、まずその集荷段階の記録が信用できるのかできないのかという今回問題にしている問題がそっくりそのまま生じることになりますので、それはトレーサビリティの原則からして、そういうふうにしてしまっただけでは元も子もないと思えます。

吉田座長 阿南委員、お願いします。

阿南委員 私も今の意見に賛成ですが、トレーサビリティという仕組みをせっかく導入するのでしたら、ここは流通履歴の記録だけになっているのですが、農家段階の、既に記録していると思いますが、生産履歴というのですか、そこまできちんと含めないと、きちんとしたトレーサビリティの仕組みはできないと思うのです。ですから、そこまで考慮すべきではないかと思います。

吉田座長 相澤委員。

相澤委員 一つ質問ですが、このトレーサビリティに関して、今お二方もおっしゃっていましたが、これはM A米も含めての生産者あるいは集荷業者ということでしょうか。あるいは、国内に限定されることなのかを教えてください。

吉田座長 新山委員。

新山委員 私の申し上げた意見についてですか。

吉田座長 たぶん、相澤委員の言いたいことは、M A米は政府から始まりますね。ところが、M A米自体が生産者の履歴を要求するかどうかということでしょう。

新山委員 それは、当然の前提として国境がある限りは、国内に入った段階からしか基本的に出発できないと思います。例えば、それでないことをやっているのはアメリカで、アメリカはバイオテロリズム法で輸入農産物、食品について取扱事業者がだれであるかを事前に報告する義務を付けていますが、そういうことを国としてやるならともかく、そうでないのであれば、陸揚げされた段階からしかトレースがしようがないと思います。ですから、農家段階と申しますのは、国産米についてというつもりで申し上げました。

ただ、阿南委員がおっしゃった生産履歴まで含めてトレーサビリティというお考えは、お考えはよくわかりますが、まだ現在の段階ではトレーサビリティに必要な、だれから仕入れ、だれに販売したか、そして入りと出の関係をつけるということもそれほど大きな負担ではないと思いますが、やはり何らかの改善をして取り組まないといけないことですので、それに加えて生産履歴まで義務付けると負荷が多くなり過ぎるのではないかと思います。

また、トレーサビリティは基本的に物の移動を追跡するシステムですので、それと生産段階、製造段階の履歴の管理とは区別して考えたほうがいいのではないかと思います。もし生産や製造段階の履歴が必要であるということであれば、それはまた別の議論として、何のために行うかということを含めて議論をしたほうがいいのではないかと思います。

実際それは、例えばヨーロッパでしたら農場段階ではG A P（農業適性規範）が義務付

けられていますし、製造段階ではすべての事業者に加えてH A C C Pが義務付けられていて、これは導入するとなったらそれに伴う記録も当然義務付けられていますので、地域としてはもうそこに踏み出している地域はありますが、それはそれとして、また別に議論が必要なのではないかと思います。

吉田座長 相澤委員、阿南委員、何か。いいですか。結構ですか。

阿南委員、何かありますか。

阿南委員 反対というわけではないのですが、ここできちんとしたトレーサビリティを確立するということですから、生産履歴の段階まで含めた完璧というまでは言えないかもしれませんが、そういう仕組みを準備しておくことのほうが、国内の生産者にとってみれば、それがどのくらいの負担になるのかは実際知りませんが、信頼を得るということ言えば、よりよい取り組みになるのではないかなと思っております。

新山委員 お気持ちはわかるのですが、生産履歴や製造履歴は単に履歴を記録するだけでは意味がなくて、何のために記録するかというと、それは生産段階、製造段階の安全衛生管理を適切に行うために記録するので、安全衛生管理のシステムと合わせて導入しないと意味がないと思います。

ですから、もしそこを義務付けると安全衛生管理の仕組みも導入する、例えばG A PだとかG M PだとかH A C C Pを導入することを義務付けるのとセットになってしまいますし、そうでなければ意味がないので、それはそれでまた別に議論したほうがいいのではないかと思います。

吉田座長 座長から見るとあれですが、前、ヒアリング等で出たように、このM A米が悪というよりは、今後は国産米の安全性という問題が結構大きな問題になると思います。M A米は今回の改革なより検疫でかなりきちんとするわけですから。そうすると阿南委員がおっしゃっている意味は、つくったものの安全性の担保がどこにあるのかということをはっきりさせてほしいということが出発点としてある。もともと国産米が完全に安全かどうかという担保があるかどうかということですよ。

阿南委員 そうです。

吉田座長 そのところがはっきりすればいいということですね。そこは、出発点の米が安全なのかどうかはわからなければしょうがないということだと思います。この辺をどうするかという議論が今後あると思います。

その他、トレーサビリティに関する議論としてご意見を。

川崎委員。

川崎委員 議論なり、実態をどういうふうに整理するかということだと思うので、私からは少し実態を説明させていただきたいと思います。今の御意見に対してですが、生産者段階までやることをすべて否定しているわけではないのですが、その後、どこを取扱業者、対象業者がどうするかということは、後についてくる記録の内容を誰がやるかとかいうことに全部付随してくることになると思うのです。

もう一つは、トレースの範囲をもう少し議論し、トレースをどこから始めるのかということについても少しきちっと整理をする必要があるのではないかなと思います。

というのは、例えばほ場段階からすべて始めるかという議論になるとすると、これは今の、生産者がつくって、それを収穫してきて乾燥調製をして出すということを考えると、今の流れですと非常に無理がある、難しいと思います。あるほ場のものを持ってきてそれを単一口ロットごとに分別管理という議論も出ているけども、その単位で乾燥して出荷するという仕組みに今、正直言ってなっていません。いろいろなほ場ごとのものを1回、農家段階なりライスセンターなりカントリー段階で持ってきて、それを集合体として乾燥調製して検査を受けて出していくという仕組みになっていますから、そういう物流に今なっていないということを前提にどう考えるのか。

もともと物流自体が直す必要があると考えるのか。物流自体を直す必要があると考えると、相当の負荷が発生するのではないかなと思います。ですから、そういった意味で、起点をどこにするかということはそれを取り扱うところの業者と私の意見としてはしたわけで、むしろ業者なりのところをどうするのかと考えて何か整理ができるのかどうかです。

ただ、そういうふうにやったとしても、御案内のとおり、米の場合は農産物検査を受ける数量自体は、すべてを受けているわけではありませんから、600万トンか700万トンぐらいしか受けていません。あと、自家消費するのもあるし、それが無償譲渡されるものもあるし、有償譲渡でも極端に言えば検査を受けていないものもありますよというところをどう規制をしていくのかということとセットでないと結局だめなわけで、そここのところの起点で始めるのか農業者の段階で始めるのかという議論なり整理を現実的にやれるかどうかということとセットで考えないと難しいのかなということ、ぜひ御理解していただきたいというのが私の趣旨です。

以上です。

吉田座長 酒井委員。

酒井委員 今の川崎委員の御発言に関連して私の意見を述べますと、どの範囲まででロットを提起するかといいますか、どこは混ぜてはいけないことにするかという問題だと思っております。今回の事故米の問題から考えていくと、用途を政府が限定した米とそうでない米は混ぜてはいけないだろう。そういう分別管理は必要だと思うのです。あるいは、精米の産地表示の信頼性確保という点では、精米として、例えば産地表示をするのだったら別の産地をもっと当然混ぜてはいけないだろうと。そういう分別管理をするために、これとこれは混ぜてはいけないということは規定する必要があると思うのですが、例えば同じ産地の表示をするのに、同じ産地の生産者のものを混ぜてはいけないとかという限定をする必要は全然ないのではないのかなと。それから、表示であるとか、安全性に必要な範囲でロットの提供を決めれば十分ではないかなと思っています。

吉田座長 続いてどうぞ。

新山委員。

新山委員 私も、今のような御意見でよいと思います。ですから、ほ場ごとにロットにする必要は、今議論になっていることからすると何ら必要ないと思います。また、別の目的で栽培方法がほ場によって違う、その栽培方法の違いを区別する必要があるという別の目的があればそういうロットを組む必要があると思いますが、現在の小売表示に対応する形で考えますと、今、酒井委員のおっしゃったようなことでいいかと思います。

ただし、産地単位でロットを組めばいいということですが、現在農協は県ごとに組織されていますので、農協が受託の窓口になったときには、農家から委託されるときに県を越えて委託されるということはありませんが、集荷事業者の方が直接農家に買いに入られることを考えますと、これはいろんな県の農家から集荷されることになりますので、そのときの記録を集荷事業者の段階の記録だけにしますと、照合確認をすることを前提にしたときに一方だけの記録になるので、それを信用するしかなくなります。そのとき農家の段階でも記録が残されていますと、農家が売った記録と集荷業者の持たれている買った記録と照合して間違いないかどうかを確認しますので、これが通常のトレーサビリティの原理であらうと思います。

ですから、先ほども申しましたように、農協は公的な性格が非常に強い組織ですので、高齢農家のサポートをされているということも非常によくわかりますし、高齢農家の方の記録が難しいということも非常によくわかりますが、そういう状況での取り扱いを一般化して仕組みをつくるのはよくないと思いますので、一般的な仕組みとしては生産者から出

発して、高齢農家の方やそういう場合には何らかの特例措置を設けるといふふうに考えていくことが望ましいのではないかと思います。

吉田座長 佐藤委員。

佐藤委員 川崎委員のこの御提出された中で、トレーサビリティの件ですが、私は少し考え方が違いまして、トレーサビリティと原料原産地表示が一体のものだという御意見があったのですが、私は必ずしも一体ではないと。トレーサビリティにつきましては、あくまでも問題が発生したときに追跡をして、回収できる範囲をいかに限定させるかというための仕組みであって、原料原産地表示はお客様、消費者がお買いになる際の利便性の提供、選択に資するという先ほどの御説明があったのですが、まさにそれであって、原料原産地表示をやるためにトレーサビリティは必須であります、必ずしも一体ではないと考えております。

そういう観点で、まず対象業者の範囲であります、私は生産者個々の農家個々に農薬の使用まで含めて履歴をきちんととるといふことは、多分相当難しいのだろうと思っております。加えて、カントリーエレベーターの中で相当ミックスされて、出てきたものはどこの農家のものかというのを特定することは相当難しいのではないかと考えておまして、基本的につくったシステムは守っていくということから考えると、きちんと守っていけるシステムを今検討すべきだろうと思っておりますので、私は集荷業者の範囲、定義をきちんとすることは前提として、必ずしも農家までこのトレーサビリティに含める必要性は今の段階ではないのではないかと。あるべき論としては大賛成です。農家まできちんとやるべきだと。現実問題、難しいだろうと考えております。

記録の保存期間について、製品の販売を終了する間ということではありますが、こと加工食品に関しては賞味期限というお話が先ほどありましたが、それはある意味一つの考え方ではないかなということに賛成しております。

以上です。

吉田座長 保存期間の問題ですが、例えば佐藤さんの会社ですと、税務的な問題から見ますと、いわゆる税務関係の資料は何年間くらい保存されますか。

佐藤委員 ものによって違うのですが、3年とか5年というスパンです。

吉田座長 それとほぼ同じですよ。今回の、例えばトレーサでいくと原料はどんなものをいくらで仕入れたということも、それは当然それが3年間保存されていますよね。

佐藤委員 そこは帳簿に記録が残ります。

吉田座長 残りますよね。

佐藤委員 ええ、原料は残ります。ただ、その原料がどこにどれだけ使ったかということとは、品目によってすべて違いますから。

吉田座長 その問題は、どういうことですか。

佐藤委員 一旦原料を仕入れて、仕入れたという事実は記録として3年～5年残ります。そうではなくて、それを何に使ったかというのは、でき上がった品目によって賞味期限は全く違いますので、私は賞味期限の保存期間でいいのではないかと。

仕入れと出ていくのは違うわけです。

吉田座長 わかりました。失礼しました。

ほかに、それぞれ外食産業や卸、その他でもお立場があると思いますが、トレーサビリティに関して御意見ございませんか。

阿久澤委員、よろしいですか。

阿久澤委員 私の立場としてはお米の流通は全くわからない立場ですが、範囲につきましては、食用米ということでしたらこの範囲でよろしいのではないかなと思います。コンタミのないようにということを前提にしてということです。

しかし、最後のところですが、例えばみそ等といった加工品につきましては、事業者の範囲も含めて実行可能性のある範囲、トレーサの範囲と事業者の範囲ともにもう少し考える必要があるかなと思います。義務を課す制度ですので、その辺のことも考える必要があると思います。

加工品については先ほども新山先生がおっしゃったように、別の問題ということもありますし、この辺はもうちょっと慎重に考えられるかなと思います。

以上です。

吉田座長 阿南委員。

阿南委員 すみません、もう一回です。私はお米を買うとき減農薬、特別栽培米などのいろいろな約束をしたお米をときどき買います。ですから、そういうことがきちんと担保されることが非常に重要だと思っています。なので、それはトレーサビリティの各農家段階あるいは農協段階での取り組みをきちんと裏づけるものがあるべきだと思っていますし、トレーサビリティの仕組みの中にきちんと位置づけるべきなのだともう一度言わせていただきたいと思います。

吉田座長 ほかにございますか。

藤田委員。

藤田委員 今、阿南委員が言われました件ですが、卸段階で阿南委員が要望されるような米を、どのように管理しているかということをお説明しておきたいと思います。そういう特定のこだわった米は、必ずほぼ個袋あるいはフレコンで来ます。そういうものに関しては、必ず票せんがついております。票せんを全部切り取って、卸は全部保存しております。そしてとう精作業をやっていくという形ですので、民間、卸の段階での管理は、販売先、これは量販店さんあるいは実需の皆さんの要望に合わせた管理がされております。だから、管理し保管する帳票類は非常に膨大になってまいります。

だから、基本的には大体3カ月～半年ぐらいまでの保管だと理解していただいているのではないかと思います。精米された米は1カ月以内に消費されるということを基本に考えた場合、保存期間はそれぐらいだと。帳票類のデータとして、経理上の今さっき言われておったような部分は法令に基づく保存期間でしますが、そういうものに関しては全部それをやっております。そしてまた、一袋ずつの個袋をどのようにしているのかと伺いますと、入荷してまいりましたときのパレットに乗っておりますロットがあります。これが大体1トン～1トン半ぐらいだと思います。その中から抽出をして、販売先と契約したロットに基づいて保管しているということです。

ただ、そういう中で先ほどちょっと座長のほうから出たMA米は検疫によって担保されていると言われましたのですが、実際今回事故が起こったのはその米で起こっている。だから、主食用の国内のものではないということで、先ほど酒井委員が言われた用途限定、このことは明確にして横流しを防止していくということも、そのトレーサの中でより明確にしておいていただきたいと思います。

吉田座長 ほかにございますか。

川崎委員。

川崎委員 どっちで発言したらいいのかなと思ったのですが、先ほど原料原産地の問題とトレーサビリティが一体ではないのではないかという御発言があったのですが、私がどう考えるかということ、結局、問題発生時の問題をどう考えるか。問題発生したときはどういうふうに区分されるかということとの関係で、いわゆる表示上の問題が発生するというふうな。原料原産地表示をきちんとやっていて、その表示上の問題が発生したときに何でこういうことが起こったのか、どういうふうに解決するのかという観点から言えば、トレーサビリティが必要なのではないかということになるのではないのかと私は考えるわけで、

その観点からすると、一体的なものなのではないかという考え方を申し上げたということ  
を発言したいと思います。

吉田座長 あと樋浦委員、森下委員、ありますか。

樋浦委員 保存期間についてですが、先ほど座長さんからもお話があったのですが、ほ  
かのものとの整合性といいますかね、例えばこれは罰則規定が後で、もう一つテーマがご  
ざいますよね。そうしますと、罰則規定がどういう内容になるかによりますが、ある程度  
の保存期間を確保しておく必要があるのではないかなと。例えば、たたき台ですが、3年  
という一つ、それは長いのか短いのかという議論が必要かもしれないのです。

もう一つは、非常に膨大な記録の量になる。確かにそれは保存期間が長くなればなおさ  
らそうですが、ストックとして非常に膨大な量になって、かつ報告をしなくちゃいけない  
のかどうか。報告するとすればどういうことで報告するのかということが、報告する側と  
報告を受ける側も膨大な量になる可能性があるわけですが、それを全体の中でどう考える  
かということも念頭に置いておく必要があるのですが、そういう中では、今、税務署の申  
告なんかもITで、電子でパソコンから申告もできておりますが、報告もパソコン、記録も  
パソコンで行えるようにするのがよろしいのではないかと考えます。

それからほ場をどうするかというお話があるのですが、ほ場まで入れるとそれもまた大  
変膨大な量になるということがあるわけですが、バランスから言って、私はほ場までやる  
必要はないのではないかなと考えます。

以上であります。

吉田座長 森下委員。

森下委員 私も先ほどの御意見におおむね賛同ですが、まずトレースが範囲はどこまで  
必要なのかというか、例えばそれが20トン必要なのか、1万トン必要なのかというのが、  
何か事が起こったときに、それを限りなくここまでの大きさ、ここまでの重量、ここま  
での範囲と定めるべきというか、それを限りなく小さくしていくことが逆に言うと突き詰め  
でありますし、廃棄する場合であれば当然コストも少なく済むということになるかと思  
うのですが、それを例えば先ほどありました農家のほ場までということになりますと、  
これは先日も申し上げましたが、非常に困難であろうと思います。

川崎委員がおっしゃっていることの中にはもう一つたぶんあろうかと思うのですが、農  
協あるいは集荷業者が各農家から何月何日に何kg買い上げた、あるいは何kgカントリーに  
入ったという記録があるかと思います。

ですから、仮に事故が起こった場合、トレーサで「何月何日に出荷したカントリーです」と言ったら、その分だけがその対象品となるはずであろうし、それを例えば1袋50kgまで絞り込む必要があるのかということと考えますと、通常考えたら、川崎委員の御発言内容が一番うまく機能するのではなかろうかと思えます。

外食の立場から言わせていただきますと、この話はこの次の記録のところにまいりますが、この記録の範囲が基本的には通常、外食も、量販も、実需者はやっている範囲ではありますが、これを例えば5年間紙ベースで残せということになりますと、倉庫を借りなければいけないぐらいの数量になろうかと今考えております。基本的には、私どもも先ほどありましたように、パソコンというか電子帳票の中にはこういったロットはすべて残しておきますので、報告をするかしないかというのはこの後の議論になろうかと思えますが、そういったことも含めてなるべく無駄な負担のない形での御議論にさせていただければと思います。

以上でございます。

吉田座長 まだ御意見あるかと思うのですが、またトレーサに戻ってもいいと思いますので、原料米原産地表示のほうに移ってまた全体を議論するという形にしたいと思うのです。

ただ、川崎委員に確認しておきたいのですが、カントリーエレベーターないし個袋に関しても、基本的には抜き取り検査を個々の生産者の出荷米に関してはやっていますよね。カントリーに入庫するときには、生産者毎に全部抜き取りをやっていますよね。それから、個袋も何袋に1袋は抜き取りをしていますよね。

川崎委員 抜き取りと言いますが、先ほど言われたとおり……。

吉田座長 サンプル検査を。

川崎委員 ええ。座長の言われるサンプル検査というのは、中身は……。

吉田座長 抜き出して品質だとか何か、検査をやっていますよね。1等とか、2等とか。

川崎委員 ええ、検査をやっています。

吉田座長 そこは、そういうことを踏まえた上でまた議論になると思うのですが、とりあえず原料米原産地表示に移って、また全体、罰則規定に移りたい。

相澤委員、ありますか。

相澤委員 これ、産地あるいは単位農協によってもロットが異なりますよね。県別にも違いますし。ですから、農協は農協の規定があって、 トンに1袋もあれば……。

酒井委員 正確に言いますと、おっしゃるとおりで、検査するというのはまず物理的検査と、あとは任意的なものが当然あるわけです。任意的なものというのはいわゆる残留農薬の問題であるとか、そういうのも含めてですから、当然それはロットごととか、農協ごととか、県ごととかで全部一律でそうだとということではない。実態的に全部そろってとかというということではありません。

ただ、物理的な検査については、抜き取りで大体はやっていると思います。

吉田座長 新山委員。

新山委員 原料原産地の議論に入る前に、私はどうしても確認させていただきたいことがあります。と言いますのは、どの段階からかということになりますが、ほ場からというのは必要ないということは先ほど言ったとおりで、それでカントリーやライスセンターで一度にたくさんの米を乾燥調製するわけですが、それは何ら問題ないわけです。どんどん混米して処理していく。それは当然のこととして、今日処理した中にどの農家の分が入っているかさえわかればいいわけです。そのことに問題があると言っているわけではなく、しかしそれで、では、集荷業者起点でいいかということになりますと、この起点が記録の出発点になるわけです。記録の出発点のその記録に信憑性がある初めて、川中、川下の記録も維持できるわけですが、その発端の川上の記録に信憑性がないと、その後がどのようになりしっかり取り扱われても、それは記録として不十分になるわけです。

それで、農協が取り扱われるときについては、農協というのは構成員のはっきりした組織で集荷区域も非常に明確ですから、農協の場合は受託者としてかわりに記録をつけることがかなり機能するのではないかと思います。私が先ほど申しましたのは、一般の民間の集荷業者が集荷された場合は、例えばスポットで自由に集荷して回られて、これだけの範囲で集荷して処理をしたというふうにされた場合に、それが正確であるかどうか担保できるのか。それはやはり、販売した農家の側の記録がないと担保できないのではないかと思います。どなたもその点についてはお答えいただいていないように思いますので、そこは川上、出発点の重要なポイントとしてもう一度整理していただく、あるいは検討していただきたいと思います。

繰り返しになりますが、高齢者ですとか、親類などに渡すお米ですとか、そういうものについてどういうふうに取り扱うかということについては、いろいろな検討が必要だと思いますが、原則としてどう考えるかについては、再度検討いただきたいと思います。

吉田座長 相澤委員。

相澤委員 私も、最終的には生産者の段階の履歴が必要だと思います。ただ、一つ問題は、今、あくまでも農協を前提に会話をされているのですが、日本のお米の流通は農協がすべてを担っているわけではなくて、現状も集荷状況は決していい状況ではありません。したがって、個人まで含めると、例えば今農水省が取り扱っている青果ネットをさらに会員化したような、最低限の項目がきちっと情報開示できるような、最低限のトレースのシステムを万人が扱えるようなものがあれば、反対に生産者段階までの履歴をきちっとトレースすることは可能だと思います。

現状、対農協レベルはすべて営農指導員の方が各農家を回られて、全く同じ状態の履歴ノートを各自に配って、農薬は何を使っていますか、あるいは種はどこで購入されましたか、いつ肥料をどれだけやりましたか、水をいつ抜いていますかという管理をすべてやられています。しかしながら、これは各農協の活動状況によっても異なりますし、全体を一括絡めてできるということではないので、最低限のトレースはどこに置くべきかという部分は当然のことながら生産者ですが、その生産者にどこが負荷がかからなくて、あるいは個人で売買をされている方も含めてどこがガイドラインとなるべきかという部分を含めた中でやっていけば、生産者段階でのトレースは可能だと思います。

ただ問題は、先ほど森下委員もおっしゃっていたように、川上がそこから始まって川下でそれをペーパーで全部維持をなさいと言われてますと、例えば手前どもであればコンビニエンスを含めて約1万数千店もの店舗を構えていますので、それを1店舗ずつ日別にペーパーで保存するというのは非常に困難なことかなと、先ほどお話を伺っていて思いました。

以上です。

吉田座長 今のところはそんなに変わってはいないと思うのですが、そのポイントをどうするかということですが、農協以外の集荷業者も、私が知っている限りでは、個々の生産者からの購入についてはかなりサンプルをとっています。ただ、一部とんでもないのがある。この部分をどうするかという問題があると思うのです。

これを議論していると限りないので、原料原産地表示のほうに移っていきたいと思います。これは前回皆さん方、大変御議論があったところでございます。どうぞ御自由にお願ひします。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 恐らく、私が加工業界出身ですから御説明申し上げたほうがいいと思ってい

なのですが、先回の会合でも申し上げたのですが、基本的に原料原産地を明確にすることは非常に大事なことだと思っています。そこは賛成でございます。

ただ現実的に、実際の場面で見ると、原料の調達はまさに一番大変でございまして、例えば相場の変動によって産地を変える、あるいはM Aの場合ですと、前回申し上げたのですが、来月使うものを今月入札しましょうと。アメリカのつもりがタイに変わってしまったとかということが日常的に起こり得る、現実には起きているわけです。そうしますと、包装のフィルムとか資材は、相澤委員もたぶん同じだと思うのですが、1カ月とか2カ月ぐらい、量が多ければ多いほど先行で手配してストックを持っているわけです。ここで産地が変わってしまいますと基本的に一切使えなくなるということで、基本的には全部廃棄になります。これが業界単位で発生すると、恐らく莫大な量になるのだろうと思っています。

東京都が来年の6月から冷食で原料原産地表示をしようということで決定しているわけですが、これは一つの表示の方法と関連するのですが、パッケージに原産地を書くのではなくて、そういうフィルムのロスとか経営のロス考えた中で、ホームページでそこを開示しようではないかということをお聞きされているやに聞いております。一つは原料原産地をやるという前提の中で、繰り返しますが、安定的な原料を供給できるシステムの構築をお願いしたいということと、表示の仕方について、なるべく無駄が出ないような形で、守っていけるようなシステムを御検討いただきたいなと私の意見を申し上げたいと思います。

以上でございます。

吉田座長 森下委員。

森下委員 外食としても御意見を述べないといけないかなと思いますので。外食につきましては表示が義務ではなくて推奨となっております。チェーンストアにつきましては、原料原産地表示はほぼ行っておるかと思えます。当社も行っておりますが、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、正直申しましてかなりのコスト負担がかかってございます。

これはなぜかと申しますと、原料が変わるごとに各店舗にパンフレット等を今置いてございまして、お客様から問い合わせがやあるいは自由に御覧いただけるようなパンフレットを置いてございます。これが例えば1000店、1万店あって、そこに100部、200部では足りませんので、莫大な部数が必要になります。それが原料原産地が変わった途端に今までのものをすべて廃棄して、新しいものをまた店舗に置かなければいけないということも発生いたしてございます。

そういうことは逆にお客様に対して安心を持っていただくという意味でやってございますが、ウェブ上での開示ということであれば、正直申しましてコストはかなり低減されて、なおかつそのときどきにタイムリーな開示ができていくのではなからうかと考えてございます。

以上です。

吉田座長 阿南委員。

阿南委員 この文章上の表現でわからないというか、ちょっとおかしいのではないかなと思うところがあるので、言いたいと思います。

まず「表示の目的」の2行目の「ミニマムアクセス米など外国産の原料が相当使用されるようになってきている現状がある」とありますが、「相当」というのはどういうことなのでしょう。すごく人ごとのように聞こえますけれども。

消費者が原産地に関心が高いというのはそのとおりですが、「識別しにくい」という言い方が、わざわざ要るのかということです。「消費者の適切な商品選択に資する」ということなのか、ここはむしろ消費者への適切な情報提供と考えたほうがいいのではないかと思います。

下のほうの「ご飯として提供されるもの」ですが、これはつまり、玄米や精米についてのJAS制度と同様に、ご飯についても対象と考えるということですよ。そういう提案ですよ。

吉田座長 してよいかという。

阿南委員 よいか。そうですか。

吉田座長 そこが論点ですか。

阿南委員 そういうことなのですね。ここはご飯についても、私はよいと思います。

ここの2つ目のところの2行目ですが、「当該製品の原料米の産地の多様化」の「多様化」というのはどういうことでしょうか。外国産米のことを言っているのでしょうか。

吉田座長 そのようです。外国産米だと思います。

阿南委員 そういうことですね。わかりました。

以上でございます。

吉田座長 佐藤委員。

佐藤委員 もう一点、これは質問ですが、農水省のホームページに、これは公開情報ですが、平成18年の9月26日の公開で「第30回食品の表示に関する共同会議」があります。

その配付資料の中に「加工食品の原料原産地表示の義務対象品目の見直しについて(案)」というものがありまして、かなり詳細に個々の品目について、こうすべきではないかというものが提出されているのですが、これと今回の検討とのリンケージはどんな形で私どもはとらえたらよろしいのでしょうか。

例えばうどんは義務表示対象品目から外しましょうとか、そんなことをいろいろ書いてあるのですけども。

吉田座長 表示・規格課長。

新井表示・規格課長 それはいつの資料でございますか。

佐藤委員 平成18年の9月26日火曜日です。

新井表示・規格課長 確認させていただいてよろしいでしょうか。

佐藤委員 どうぞ。

吉田座長 後でよろしいですか。

佐藤委員 はい。もう一点、すみません。これも前回申し上げたのですが、例えば、今たまたまお米の件で原料原産地表示をどうしようかという議論が続いているわけでありまして、以前ヒアリングでどなたかがおっしゃったのですが、ほかの原料とのバランスといえますか、公平性をどう考えるかというのは結構大きな話だと思っています。

例えばお菓子の場合ですと、私も米菓ですが、小麦系のスナックメーカーとは店頭において非常に競争関係にあるわけです。では、小麦のほうの原産地表示があるのかないのかというあたりは競争施策上大変重要な問題でございますので、これはお客様の視点から見たら「やるならすべてだよね」と思うわけですが、その辺のお考えもお聞かせいただければなと思っています。

吉田座長 お願いします。

新井表示・規格課長 先ほど委員が示された18年9月26日の資料に関しては、今までの表示の共同会議の一連の経緯をお話したほうがわかりやすいかなと思います。加工食品の原料原産地につきましては平成16年ごろにいろいろヒアリングを行いまして、まずその当時、生鮮食品にのみ産地表示の義務を課していたのですが、加工食品の中で、端的に申しますと、加工度が低く、その素材の味が最終商品に残るといったものにつきましては

いわゆる20食品群と呼んでおりますが そのものに原料原産地の義務を課すということを決めました。それが2年間の移行期間を経まして、18年10月から完全義務化になっております。

しかしながら、そのときに積み残した宿題がいろいろございました。20 食品群を選びますときに、もっとほかのものも入れてほしいとか、そういういろいろなお話がございまして、共同会議では 18 年の 4 月にさらなる加工食品の原料原産地の拡大についてということで報告書を取りまとめております。

その報告書をもとに、再度業界のヒアリングを行いました。その結果が、先ほど委員が示されました 18 年 9 月 26 日の資料でございます。そのときにいろいろな品目、ここに委員がお示しいただいたので読ませていただきますと、20 食品群の中で、緑茶飲料でありますとか、バターピーナッツ、果実飲料、それから野菜飲料といったいろいろな個別の品目について、消費者の方の要望、業界団体の方の要望、それから輸入の実態でありますとか生産の実態といった詳細なデータをもとに共同会議で議論をいたしまして、18 年の 12 月に、この中で緑茶飲料と揚げピーナッツ、いわゆるバターピーナッツについて義務化にしようということで決定をいたしました。それが告示されまして、今、移行期間に入っているというところでございます。

それが第 1 次の原料原産地の拡大の議論でございまして、現在は第 2 次の加工食品の原料原産地の議論を開始しております。7 月 28 日に共同会議を第 2 次ということで立ち上げまして、前回、16 年の 9 月に原料原産地を拡大する場合にどういうメルクマールに従ってやりましょうかという考え方を示したのですが、それを現時点においてさらに見直す必要があるかどうかということで御議論をいただいております。

私ども、それを見直すに当たりましては、今非常に厳しく限定をしております表示の仕方についてまず見直す必要があると。ギョーザの問題のときに、加工食品のように産地が変わるものについて幾つかの産地を使うことによって通年として品質を一定にするといったものについて、なかなか書き切れないとか、又は表示をどうするかというお話がございまして。それから、実際に通関するもので見ますと、中間加工品を輸入して国内で再加工するといったものも非常にふえておりまして、そういうときの原産地をどこにするか。あとはもう一つ大きな議論として、外国産、国内産といった大きなくくりの表示も、これは消費者の方に受容されるかどうかという大きな問題があるのですが、表示の仕方について工夫をしてみることによって書ける品目はふえていかないだろうかという御議論をしております。

今、月 2 回のペースで業界団体の方とヒアリングをしております。年度末に表示の仕方についての御議論をいただこうと思っております。その後、その表示の仕方を踏まえて個

別の品目について消費者の方の要望、それから実際にできるかどうかという実行可能性も含めて議論をしていこうというのが表示の全体の仕切りでございます。

今回の物というのは、まさに米と米加工品に限って、事故米の対応を受けてどのような形で消費者に情報提供をしていくかということでございますので、JASの世界の表示の加工食品に対する拡大とは別の観点から 速度も違うということが事実だと思いますが 御議論いただいているというのが現状でございます。例えばほかのものについてどうするかということは、ほかの加工食品一般の話として共同会議で御議論いただくものかなと考えております。

佐藤委員 私が今お話し申し上げたのは、その中に米関連製品が入っているものですか、それでこの議論との関係がどうなのかなという質問を申し上げたのです。

新井表示・規格課長 その中で米加工関連商品ということでもちとか、あと精米はJASでやっております。それはこちらの議論を踏まえてJASのほうで、両者の関係については御整理をいただくということだと思っています。

藤田委員 佐藤委員がおっしゃいました他の食品とのことについては、私が先般申し上げたことだと思うのです。実際、米に対して一定程度表示の問題をもう一度見直すということであれば、佐藤委員もおっしゃったように、文字どおり関連してくる食品が多々あります。そういうことを総合的に議論していかないと、米の表示の着陸地点はなかなか見つけにくいのではないかと思うのです。

それと、先ほど課長がおっしゃっていましたが、共同会議でやっているということですが、そこで出てくる関連素材の表示によれば、米も変わってくるということが出てくるのです。だから、米は今いろいろ問題が、諸般の事情があるから火急に迫られているということがありますが、それが実際先行してやってもらえるのかどうか。だから私は前のときに、JAS法なのか食衛法なのか、あるいは食糧法なのかという枠組みもきっちりしておいていただきたいと。そうでなければ、ここで議論し固めたことがまた崩れてしまうということがないのかということをもう一度確認しておきたいのです。

枝元計画課長 関連商品なり競争施策上というお話がございましたが、今回、JASのほうの共同会議等も含めて、いろいろな表示の議論がございます。そういう中で、今回の一連の問題の中で、米が国民にとって非常に関心が高い、また安全に食べたいといいますが、食べられているはずだといいますが、改めてそういうことも明確になった中で、今回米の流通、全体を見直す中でトレーサビリティまたこの原料米原産地の問題、規制の問題

を一つのパッケージとして議論いただき、方向性を出すということでございます。

それはどういうやり方でやるかというのは、当然ながら法制度が必要であれば次期通常国会に向けて検討をいたしますし、それがどういう形式でどうかということは、まさにその中身、方向によっていろんなやり方があるのだらうと思っています。そこに今予断を持っているわけではございません。

吉田座長 阿南委員。

阿南委員 ちょっとだけ質問させていただきます。先ほど忘れたのですが、すみません、「ご飯として提供されるもの」の中で、下にアンダーラインが引いてあるところで、JAS制度のもとでの玄米と精米について、「これと同列に」とあるのですが、要するに、産地と品種と産年についてもご飯にやったほうがいいということを考えたらいいという提案です。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 先ほどの阿南委員の目的のところの表現は、御議論を踏まえて私なりにいろいろ検討したいと思いますが、ここの「同列に」という意味は、産地、品種、産年というのは、今回お米のこういうものについて義務化するのは無理だらうと思います。そういう意味では、表記の仕方は5番に載っていることを義務化してはどうかということで、「同列に」という意味は、要はこういうものというのは消費者の方が買って来て、自分で調理するものと同じことなのでという意味で書いたつもりでございます。だから、表記の義務自体は5番に出ている国産とか、原産国名とか、先ほど表記の仕方いろいろ御意見ございましたので、いろんなことを考えないといけないと思いますが、そういう意味でございます。

阿南委員 これは要らないのではないかとということですか。

枝元計画課長 そうですね。

吉田座長 どうぞ。

新井表示・規格課長 若干補足をさせていただきますと、先ほどの議論の中で、表示の仕方についての御要望とか、東京都の条例との関係のお話がありました。そこで、JAS法との関係という 　　どういう仕組みでやるのかということにも関係してまいります。

ひとつお話をしておきますと、JAS法は法目的上、一般消費者の選択に資することになっておりますので、例えば生鮮食品等につきましては、まさに一般消費者が手にとって買うときに視野に入るようにということで近接してということなので、今、個々の

物ごとにポップを立てていただいております。楽にしようと思えば店頭パンフレットを置くというのでもいいのかもしれませんが、それは一般の消費者が選択するときに同一視野に入らなければいけないという観点から、そのものに表示するかあるいは近接して表示をしてくださいというのがJASの基本になっております。そういう観点から、先ほどもお話にありました東京都の条例のような、インターネットでの情報提供、それからお客様相談窓口の情報提供は、JASの制度を仕組む場合には現在は認められない表示方法だということをもまず御理解いただきたいと思います。

そういう形ですので、そこでJASを義務化するときの大きな限界がそこで発生してくるのですが、まさにさっき阿南先生がおっしゃいましたように、消費者への情報提供という形で制度を見るのか、それとも消費者が具体的に購入をする場で情報に触れることのできるようにするのかということによりまして、表示の仕方とか制度の仕組みは大分変わってまいりますので、そこを今回の論点としてこの研究会に提示されている一つの大きな主眼点かと思っております。

吉田座長 川崎委員。

川崎委員 原料原産地表示については、私の立場から言うのもどうかというところはあるのですが、前々回から供給がきちんとできるようにというのがないとなかなか難しいですよとか、あと当然コストの問題がついて回る話なのです。基本的にはそういうことも含めてコストがかかる、変わったら変えていくという前提で原料原産地表示をしないといけないという前提の中で、あるいは表示の仕方ですこのところがどういう工夫ができるのか、カバーができるのかという視点で議論を進めていくべきなのではないのかというのが、私の意見です。

それと、共同会議との関係はずっと聞いていても、いつもどうもすっきりしないというのが私の感じなのですが、方向としては、これだけのことがあったわけですから、従来の原料原産地表示の枠組みなり手順なりを少し乗り越えて、スピード感を持って整理をするということでないで議論をしている意味がないのではないのかなというのが私の考えなので、そういうスタンスで整理をしていくべきなのではないのかという意見です。

以上です。

吉田座長 阿久澤委員。

阿久澤委員 前回、確かに大分話題になりました。JAS法、食衛法による表示にはそれぞれの目的があるのに対し、この米の件についてはどういう目的があるのかという点が

あいまいでした。やっと今回このような目的が出てきたこれではっきりするのですが、これを見ますと、米の特性を踏まえた原産地表示と考えられますので、そうしますとJAS法、食衛法による表示概念とは異なり、いまだJSA法、食衛法適用による表示では限界があるなと感じます。そこで本件は、米の特性を踏まえた原産地表示として、別のものとしての表示法を考えざるを得ないのかなと私は感想として持っております。

吉田座長 あと相澤委員と、樋浦委員、ここは当事者として非常に大変だと思うのですが。

相澤委員、よろしいですか。それでは、樋浦委員。

樋浦委員 表示の方法について、よろしいでしょうか。今、外食の立場、それから加工米で佐藤委員と森下委員からお話があって、東京都のあれに行けば、インターネット、ホームページでよろしいのではないかという希望があったのですが、私どもは主にコンビニでの弁当、おにぎりですが、同じように米のいろんなものが変わるということがありますので、私の場合はシールで個別の商品一つ一つに後からシールを張っているわけです。ですから例えば米菓で米の原産地が変わった場合に、確かに包装紙全体を印刷している場合には、佐藤委員がおっしゃるような非常に大きなコストの問題があるのですが、それを仮にシールで原産地を後で添付することになった場合、その部分はかなり緩和される余地があるのかなと。

今、表示・規格課長さんからお話がありましたが、JAS法からいけば、そういう同一視野でということになると、残念ながらホームページで、それができれば一つの業者から見れば認めてもらいたい気持ちはわかるのですが、もしそれができないとすれば、ではどうするかというとき、一つの方法としてはそういったシールを張るというのがあり得るのかなと考えました。

以上であります。

相澤委員 今、シールのお話がありましたが、比較的即需タイプの惣菜物についてはデイズゼロあるいはデイプラス1のような期間での消費、あるいは在庫の廃棄等々が考えられますが、特に非冷商品、一般加工品で、例えば1年のような商品が売り場で販売期間が6カ月とすると、その商品は6カ月間並んでいる中で、次のロットでまた違う産地のものが入ってくる。そうすると、売り場には3つのタイプのものが混在する可能性が出てくる。そうすると、かえってこれは消費者にも混乱を与えてしまうのではないかなと。だからこそ、資材を切りかえざるを得ないという現状もございます。ですから、商品特性によって、

シール対応で可能なもの、あるいはシール対応ができないものという、これも区別をせざるを得ないのかなと、今聞いていて率直に思いました。

以上です。

吉田座長 あと議論が出ていないのは、表記の仕方については何か御意見、ございますか。次回は最終的な原案がかなり出ると思いますので、表記の仕方等について御意見、ありますか。

森下委員、どうぞ。

森下委員 ここには「メニューや店内に掲示するなどでも良いと考えるか」と書いてございますが、これは例えば、個人でやられている定食屋さんで、お米は国産という形で張るのかということとか、もっと現実的に考えていったほうがいいのではなからうかということと、先ほどありました東京都のお客さま相談室への問い合わせについては、すべて正確に答えるということが逆にお客様にとっては安心感を与えることではなからうかと思いません。

実際に当社へも、例えばタマネギ、ショウガであったり、ほぼ全部の総菜についてお客様からの問い合わせは、お客様相談に来ているというのが現状でございます。

以上です。

吉田座長 あと、ございますか。

藤田委員。

藤田委員 一部戻る話にもなるのですが、このトレーサ、表示ですが、これは基本的には食糧法そのものに基づく中で実行していくという考え方でいいのですか。それとも、独立してやっていくという形ですか。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 その形式までの結論が出ておりませんが、直観的に申し上げますと、トレーサの義務化を食糧法でやるのは無理だと思うので、やるとすればきちっと制度化するための法律なのか、どこまでの義務をどうかけどうするというところで、どこまでの規制が必要かということになるかと思いますが、食糧法だけでやるのは難しいのかなというのが直観でございます。

吉田座長 藤田委員。

藤田委員 なぜお尋ねしたかといいますと、この対象品目の範囲をもし食糧法そのものが基本ベースになってくるのであれば、食糧法そのものが主要食糧ということになってい

ます。そういう中での今度、規定の範疇、これも大きく影響してくると思うのです。この範囲の中で、それも見ていかないと、今回の場合、議論の幅が非常に特定されているようで、広い範囲の網掛けになる範囲だと思imasるので、その辺は基本法をしっかりと私どもも押さえて今後議論をしていかなければならないと考えています。

吉田座長 それではあと、全体のまとめがありますが、流通規制、罰則の見直しという事でございますが、今藤田委員が非常に的確な質問をしていただきました。食糧法の範囲とまた別の問題が出てくるかもしれませんが、一応この3つの案が出ているわけです。それ以外について、これは統一的ではないのですが、皆さんの御意見。前回、川崎委員から、要するにトレーサビリティと原料原産地表示の制度が担保できるものになればいいよという話だったのですが、この3つの案についてもうちょっと御意見があればお願いします。

森下委員。

森下委員 先ほどの原産地表示がJAS法と絡んでいなければ、どういう罰則、何をもって罰則を規定するのかというのが非常にあいまいでございますので、質問というか、お答えをいただければと思います。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 後でそのとおりにならないかもしれないということを前提に申し上げます。まず、トレーサについては今、法律制度がございませんので、またここでの目的は食衛法、表示、横流れという3つを担保するという観点からいたしますと、例えば食衛法上の努力義務だけいじってみてもしょうがないという意味からすると、新しい法律なら法律ということになると思います。

表示につきましては、先ほどまさに商品選択なのか情報提供なのかとか、その表記の仕方をどうするかとか、いろいろな議論がございました。JASという可能性もございませし、JASではないお米としての制度論としていうということがあり得るということだろうと思います。JASであればJASになりますし、JASでなければJASでない、例えばトレーサと一体の仕組みとして、あとは罰則という観点から見ますと、表示には表示の一つの罰則のパターンがございませるので、そういうのを見ながらやっていくということでしょうし、トレーサのほうの帳簿等々についても同様の罰則を見ながらその水準を決めていくということでございます。

あと、この「流通規制、罰則の見直し」は、まさに食糧法そのものの議論でございませ

す。 、 、 とも食糧法の改正でございます。そういう意味からしますと、トレーサ、原料米原産地表示と、この食糧法の対象範囲は当然ながら、ずれる可能性といいますが、大きな意味ではあれですが、必ずしも重なってはいないということでございます。

吉田座長 川崎委員。

川崎委員 藤田委員から話があったとおり、今の議論の収斂度合いにもよるのだと思うのですが、今枝元課長からもおっしゃられましたが、まず食糧法だけでは収斂できないのではないかと思います。そこら辺がどのようになるかという方向性と関係してくるのかと、流通規制のところは思います。

それと、トレーサなり原料原産地表示のところ、どういうレベルできちんと義務化なり守らなければならなかったときに、それをやる人が、やる業者が、単純にこういうことをやらないといけないということだけで終わるのか、整理できるのか、ちょっとイメージがないのですが、何か一定の要件がきちんとあって、こういうことをやるためにはその要件に基づいて認可するとか、そういうことまで必要なかどうかということも含めて考えないといけないのかなという感じがします。

吉田座長 阿南委員。

阿南委員 前回提出していただいた資料の中に入札の仕組みについての資料がありましたが、私は前回欠席したものですから説明を受けなくて。

吉田座長 後で説明があります。これが終わった後。

阿南委員 そうなのですか。でも、今のところで言ってもいいですか、読んだ範囲で。

吉田座長 構いません。

阿南委員 私はこの入札の資料を見た段階で、今回の問題はここでの問題があると思いましたが。今回問題になりました三笠フーズですとか、16の事業者はこの入札に参加をして国からお米を買うわけですが、そこに不正が生じているということなのですね。結構、参入業者が固定化しているみたいですし、そこに参加をして国からお米を買って、それを不正に流していた事業者が問題になりましたので、こうした事業者をどう規制していくのか。この入札という仕組みそのものが適正に運用されているのか。独占禁止法に基づくチェックがきちんと行われているのか。寡占状態になっているような気がします。少し御説明いただきたいと思います。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 2つございまして、委員要求資料のほうでやっております入札システム

につきましては、いわゆる正品と言われる事故に遭っていない普通のMA米です。事故米と申しましても、要は最初から事故があるわけではなくて、船で来たときに潮をかぶったとか。今回の場合は、たまたまポジティブリストという農薬の制度が変わったということによるものでございますが、通常の場合でまいりますと、船でやってくる途中に波をかぶったりして、それにカビが生えるとかいうものが事故米でございまして、これを指名競争入札の形で工業用のりに売ったというのが、今回の問題のところでございます。

ここでやっている一般輸入なりSBS輸入については物すごくたくさんの業者が参加資格を持っておりまして、ちょっと今、業者数はぱっと出てこないのですが、そこについては私どものほうで入札に参加できる資格、要は加工用に販売をしておりますので、加工用の施設を持っているとか、幾つかの要件。当然、他の法令に違反して処分を受けた経歴がないか等一般的ないろんな要件とか、資力とかございますが、そういう入札に参加する要件がございまして、それで資格を与えた上で、入札に参加をするということでございます。相当の業者が資格をお持ちになっております。

工業用のほうは、そういう工業用のりということでございますので、ある意味の市場が小さかったということもあって、また量もそんなに多くなかったということもあって業者数は少なかったということですが、これはこれで入札でやっているということでございます。

阿南委員 工業用の入札に参加したのが16事業者ということでしたか。

枝元計画課長 ちょっと調べます。

吉田座長 よろしいですか。

酒井委員。

酒井委員 今とは違う話題になってしまうのですが、業者間で取引される米の表示のルールを考えなくていいのかなと思っています。特に加工用米ですね。仮に米加工品の原材料の表示を義務付けると、自動的にその業者間で取引される加工米も産地表示なりを表示しなければいけないということになってくるわけですが、現状、例えば用途限定されている加工米の場合に、それを表示するあるいは伝票にそれを書くというようなルールがあるかどうか。もしないとすると、そういうルールを整備する必要があるのではないのかなと思います。

吉田座長 とりあえずは、意見ということでいいかなと。現状については、川崎委員が詳しいのではないかと思うんですけど。

川崎委員 業者というものをどうとらえるかということだと思うのですが、さっきの議論にあったとおり、生産者も含めて業者だということであれば、加工用は検査を受けた段階から加工用と区分して取引をされていると思います。ただ、たぶん質問と答えが合っていないと思うのですが、普通は加工用として使われるものは、基本的にはそれを使って、つくる人に売ることが大部分だと思いますので、イメージされているように、その途中では業者間で取引されることは余りないのではないかなと思います。国産の場合ですけど。

吉田座長 川崎委員の答えでいいのですが、あまり取引のないところが問題になるということが、酒井委員の指摘なのだと思うのですが。

酒井委員 そうですね。トレーサビリティの検討の項目の中でも、表示に関するところが特に項目として出てきていないのです。牛で言えば、耳標に固体識別番号を書くということをしていて、それをすべての米についてやることは不可能だと思うのですが、現物と記録がきちんと対応関係があることを確かめることができるようにするために、何らか表示なり標識を立てるなりということが必要ではないのかなと思うのです。

特に今回問題になっている用途限定されている米について、つまり用途限定された米とそうでない米とを同じ倉庫で保管している業者があったときに、それを立入検査して、どっちがどの米かということは当然見分ける必要があるわけですね。業者に御説明を受けて、それをすべて受け入れるということではなくて、きちんと現物の包装なりを見て判断できる必要があると思いますので、そういう用途限定されたものあるいは、場合によっては食品衛生法上問題になった米について見分けられるような表示なり標識を立てるというルールを、少なくともトレーサビリティの中で考える必要があるのかなと思います。

川崎委員 国産の加工用米であれば、それは全部わかるようになっています。

吉田座長 そろそろ時間が少なくなってきましたので、今日全体にわたって、まだ特に御意見言いたいというものがありませんでしたら、どうぞ。

藤田委員からお願いします。

藤田委員 先ほど枝元課長からお話もありましたが、この場での議論がほぼ絞られてきたと思うのです。事故米に対する議論の場ではないと。文字どおり今後、事故あるいは横流れ、表示違反という3つを先ほど課長は挙げられたと思うのですが、想定し得る事故の再発防止ということがより鮮明になってきたと思うのです。

ただ一つ、どうしても解決できないのは、業者モラルの問題。これが実際、今回事故を

起こしているのは事実だと思いますし、そしてまた酒井委員が言われていました今の問題に関しても、流通、生産も含めてすべてが非常に多様化してきている。これに業界あるいは行政の中で、まだ追いついていないというのが現状だと思うのです。

その一つに、この流通の中に大手商社の参入、あるいは現在はありますが、今後こういう議論をする上で想定しなければならないのは、米が上場されるということがあった場合には、今の議論の中で網掛けができるのかということも視野に入れて、今後まとめの方向を見出していきたいと思います。

吉田座長 新山委員。

新山委員 今の藤田委員の御意見には全く賛成です。そのことを考えますと、事業者のモラルということがありますが、できるだけ仕組みで担保できるようにしていく必要があるかと思えます。ですから、罰則の考え方も、もちろん違反をしたらそれなりに責任を問わないといけないわけですが、まずはここで議論している問題対応のためにトレーサビリティや表示や、それから横流し防止という問題対応の仕組みがきちんと定められたように、確保できるようにしていくことがまず大事ではないかと思えます。

誤解を恐れずに言いますと、問題があったら直ちに罰則ということよりも、まず問題が発見されたらそれを是正する。そしてその仕組みがきちんととれるようにしていくことがまず重要で、罰則もそれなりに厳しいものである必要があると思えますが、その是正ができなかったときに罰則と考えることが必要ではないかと思っています。

もう一つ、先ほどの議論で聞き漏らしたのですが、登録制か届出制かということですが、登録制を考えたときに、届出制に対して付加される要素はどのような要素になるのか、お聞かせいただければありがたいのですが。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 付加される要素と申しますか、これは業のお話でございますので、米の出荷販売を行うという業自体が登録しなければできないというのが登録制でございます。逆に申しますと、何らかの要件に基づいてその登録が取り消されれば、その企業は出荷販売という業を行うことができないというのが登録制でございます。それのもっときついのが許可制でございます。

届出制というのは、届け出できる一般的な基準というのですか、企業としての資力とかいうのはございますが、だれでも、要は届け出さえすれば我々が審査せずに出荷販売の業ができるという意味で、業の規制という観点から見ると、相当大きな差がそこにあると

いうことでございます。

新山委員 そうしますと、だれが米を扱う事業者であるかということが特定できないといけないと思うのですが、この仕組みをつくっていく、あるいは検査をしていくことを考えたときには、今のお話ですと、登録制かもしくは許可制でないと、だれが該当する事業者であるかということがつかめないということになるのでしょうか。

枝元計画課長 いいえ、だれが扱っているかは届け出いただきますので、届け出した業者がお米の販売なり出荷を行っているということは把握できております。

吉田座長 よろしいですか。登録制と、今は届け出制ですから、全部把握はしていると。

樋浦委員 個別の農家まではちょっとばらつきがあるのでしょうか。

枝元計画課長 今は一応 20 精米トン以上ということにしてございますので、相当大規模な農家の方は別として、普通田舎に行かれて御覧になられるような一般的な農家の方はおよそ 20 精米トン出せませんので、そういう方々から届け出はいただいておりません。

樋浦委員 わかりました。

吉田座長 阿南委員。

阿南委員 私は、米の取扱事業者に対して規制を強化していくのはよくないと思っています。なぜかといったら、もともとは農水省がそれを見抜けなかったことが問題ですから、事業者の不正を起こさせない、やらせない仕組みをきちんとどうつくっていくかということが大切であって、それは自由な競争の中で淘汰されていくという健全な市場をどうつくっていくかということだと思います。そして、それは規制を強化してもできる問題ではないと思っています。

ですから、今回も食糧法の範囲でこの流通を見るということですが、先ほどちょっと食糧法を越えたところという話もありましたが、例えばMA米については、政府の使い方については食料援助のみに限定し、食用や加工用、飼料用として国内に流通をするのは、商社ですとか民間の企業に任せていくのも一つの手かなと思います。国産の備蓄米の入札はそのまま残しながら、MA米について政府は食料援助に限定、その他は民間の企業に任せて、全体的なMA米の数量管理を政府がやっていくということで考えてもいいのではないかと思います。

こういうふうにしますと、今MA米の対象になっていない、この前話が出ました米粉調製品も結構入ってきているわけですが、それもその数量の中に含めて、わざわざでん粉を入れたものをまた日本に持ってきて、そのでん粉をまた分離したり、砂糖を分離したりと

いうことをせずともその枠内に入れて、民間の事業者の輸入などに任せていくというやり方のほうがよりいいのではないかなと思います。

システムを動かしていくことについては、きちんとチェックをしていくということではないかだと思います。

吉田座長 それは御意見ということで、よろしいですか。

阿南委員 はい。

吉田座長 それでは、大体御議論があったので、今日の議論はここまでとしたいと思います。

#### (4) 委員要求資料の説明

吉田座長 ちょっと時間押しておりますが、阿南委員からの委員要求資料を簡単に説明していただけますか。3時を過ぎましたが。

枝元計画課長 前回、阿南委員御欠席でございましたので、資料3「委員要求資料」を簡単に御説明しておきます。ほとんど阿南委員からいただいた要求でございます。

1ページは、カドミウム含有米についての横流れ防止着色のコストでございます。下にございますとおり、化をして粉碎をして、この赤いベンガラを投入いたしまして、右の下にあるような着色をして、これによって識別をするということでございますが、これはトン当たり1万6200円でございます。ベンガラ自体の着色経費は100円でございますが、当然ながら粉碎するところに非常にコストがかかるということでございます。kg16円ぐらいになるわけでございますが、例えば工業用途に考えますと、この16円は相当のコストだろうと思います。

続きまして2ページは、先ほども御説明申し上げました。今後の食品衛生法違反の場合の取り扱いでございまして、食品衛生法に違反したものが入ってきた場合に輸出国等への返送、廃棄ということで、これまでは輸入者の選択ということで非食用での流通が認められているわけでございますが、これをもう認めないということで、今後は輸出国に返送するか廃棄をするといういずれかしかないということでございます。

3ページは、その先ほど御説明いたしました契約の部分。契約書をこういうふうに見直したということでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

あと、篩下米の実態ということで御質問がございました。4ページでございます。篩下

米自体正確に把握するのはなかなか難しいのですが、各産地大体 1.8~2.0 mm 程度の篩でふるっていると承知をさせていただきます。それで、篩下米のうち 1.7 mm 未満のものは主として加工用に回り、1.7mm 以上、2.0mm でふるって、それを再度ふるって 1.7~2.0mm で落ちてくるものは加工用ですとか再選別されて主食用に仕向けられているという流通になっているのではないかと承知をさせていただきます。それを、推計でございまして、大体計算しましたのが下、18 年産の推計でございまして、ふるいの上が大体 817 万トン。あと、統計上の生産量でございまして 1.7~1.85mm でとりあえず平均いたしましたのが、37 万トン程度かなということで、これが水稻収穫量の 855 万トン。あと、1.7mm 以下、いわゆる本当の篩下というのは変ですが 22 万トン程度出ているのかなということでございまして。ただ、生産量の推移で、推計でございまして、16、17、18 年産と篩下少なくなってきております。篩下が出るかどうかというのは、その年の天候等々によりましてお米の出来、粒の大きさ等々で相当変わってまいります。最近ではコンバインだとかいう機械も小さいのははじくとか、そっちのほうも非常に発展してきていて、業界の方々のお話を聞くと、篩下は少なくなってくるというのでしょうか、そういう傾向にあるのではないかとのお話でございます。

ミニマムアクセス米の入札は先ほど御説明いたしました一般と SBS がございまして、産地国を指定する場合と、産地国を指定せずどこでもよろしいですよというグローバルと言われる 2 つのやり方でございまして、6 ページはちょっと専門的でございますので、飛ばさせていただきます。

御質問がございましたら、また回答の中であれいたします。

以上でございます。

吉田座長 委員の要求資料についての説明、簡単に言いましたが、何か御質問ございますか。

もしまたあれば、事務局に御連絡をお願いしたいと思います。

#### 次回開催日程について

吉田座長 それでは、今日はこれで終わりたいと思いますが、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

枝元計画課長 長時間にわたりありがとうございました。次回の 7 回の検討会でございまして、11 月 21 日金曜日の午後 1 時から、場所は毎回毎回変わって恐縮でございますが、

霞が関の農林省の7階の講堂におきまして開催いたします。検討会も残り2回という予定になってございます。27日の骨格の取りまとめに向けまして、着実に整理していくことが必要であると考えてございます。このため、次回の内容も含めまして、座長と御協議、御相談させていただいた上で、別途事務局から委員の皆様方に御連絡を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

吉田座長 本日は活発な御意見、御質疑ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会